

日本版スチュワードシップ・コードが 企業に与える影響

太田 珠美 CMA

目 次

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. コーポレートガバナンス・コード |
| 2. 日本版SCと企業の関係 | 5. 終わりに |
| 3. 企業への影響 | |

『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」—投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために—は機関投資家に示された原則であるが、副題にあるとおり、企業に対して企業価値の向上と持続的成長の実現を求めるものでもある。企業側の原則（コーポレートガバナンス・コード）を策定する動きもみられるが、本稿では一連の動きが企業に与える影響について考えてみたい。

1. はじめに

2014年2月、金融庁から『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」—投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために—が公表された。日本版スチュワードシップ・コード（以下、日本版SC）は一義的には機関投資家に対し、スチュワードシップ責任を果たすため、方針の策定と公表を促すものであるが、最終的な目的は、日本企業の価値向上と、持続的な成長を実現し、それにより機関投資家の顧客や受益者に対し中長期的な投資リターン拡大

を図ることにある。企業価値の向上を実現するのは機関投資家ではなく投資先である企業自身であり、株主に対する責任を果たすという意味でも、日本版SCは企業に深く関係するものである。

しかし、日本IR協議会が14年4月に公表した「IR活動の実態調査」の結果によれば、「スチュワードシップ・コード」という言葉を知っていると回答した企業は全体の53.1%であった。また、言葉を知っている企業であっても「導入されても機関投資家とのコンタクトに変化は生じない」という回答が59.3%を占めた。現時点においては日本版SCに対する企業の関心は高いとは言えず、目



太田 珠美（おおた たまみ）

株式会社大和総研 金融調査部兼パブリック・ポリシー・チーム 研究員。2003年慶應義塾大学法学部卒業、09年早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了。03年大和証券入社、横浜支店、経営企画部を経て大和総研に転籍、12年12月より現職。